

# 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方及び対応

## 緊急時活動レベル(EAL)

緊急事態区分	緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)	判断基準	具体的なEAL設定	地方公共団体が実施する 周辺住民への 防護措置UPZ※
警戒事態	<b>AL</b> (Alert)	原子力規制委員会委員長 又は委員長代理が警戒本部 の設置を判断した場合、 その他	<b>次 頁</b>	(なし)
施設敷地 緊急事態	<b>SE</b> (Site area Emergency)	原災法第10条に 該当する事象の発生		・屋内退避準備
全面 緊急事態	<b>GE</b> (General Emergency)	原災法第15条に 該当する事象の発生		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内退避の実施</li> <li>・安定ヨウ素剤予防服用の準備(配布等)</li> <li>・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)</li> </ul>

注：上記 緊急事態区分のほかに、震度5弱・5強の場合は「情報収集事態」がある。

※ NFIの場合、事業所から「半径500m」が緊急時に防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone)として定められている。

# 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方及び対応



## 緊急時活動レベル(EAL) ～AL、SE～

緊急事態区分 (EAL)	区分	EAL番号	EAL略称	連絡・通報判断内容
警戒事態 (AL)	—	—	—	①立地市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②立地市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ③その他・・原子力規制委員会委員長・・が必要と判断した場合〔中略〕
施設敷地緊急事態 (SE)	放射線量・放射性物質放出 原災法第10条第1項に基づく特定事象	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	【モニタリングポストによる測定】 ・1ヶ所で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の $\gamma$ 線量を検知 又は ・1ヶ所で $1 \mu\text{Sv/h}$ の $\gamma$ 線量を検知し、中性子線サーベイメータの測定値との合計値が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
		SE02	放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出	【固定ろ紙式排気モニタによる監視】 ・排気口において下記の基準値を超える放射能を検知した場合 第2加工棟…………… $1 \times 10^8\text{Bq}$ 第1廃棄物貯蔵棟…………… $1 \times 10^7\text{Bq}$
		SE03	放射性物質通常経路での液体放射性物質の放出	【バッチ式による排水中放射性物質濃度の測定】 ・ $1\text{Bq/cm}^3$ を超えた排水の敷地外放出した場合
		SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	【線量当量率サーベイメータによる測定】 ・ $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を10分以上継続検知した場合
		SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	【ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度の測定】 ・空气中濃度が $5 \times 10^{-7} (\text{Bq/cm}^3)$ を超えた場合
		SE06	臨界のおそれ	・管理区域内に設置した $\gamma$ 線エリアモニタの複数発報した場合
	その他	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	事業所周辺にて、緊急事態に備えた防護措置準備及び防護措置の一部の開始が必要である事象が発生した場合
	事業所外運搬	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬中の輸送容器表面から1m離れた場所にて $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が認められた場合
		XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	アルファ線を放出する放射性物質(輸送物であるウラン)が 輸送物表面から $0.4\text{Bq/cm}^2$ を超えて認められた場合(輸送時の放射性物質表面密度が限度値を超えた場合)

# 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方及び対応



## 緊急時活動レベル(EAL) ～GE～

緊急事態区分(EAL)	区分	EAL番号	EAL略称	通報判断内容
全面緊急事態(GE)	放射線量・放射性物質放出	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	【モニタリングポストによる測定】 ・2ヶ所で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の $\gamma$ 線量を検知した場合又は下記を10分以上継続して検知した場合 ・1ヶ所で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の $\gamma$ 線量を検知 又は 1ヶ所で $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の $\gamma$ 線量を検知し、中性子線サーベイメータの測定値との合計値が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合
		GE02	放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出	・施設敷地緊急事態(SE02)と同じ
		GE03	放射性物質通常経路での液体放射性物質の放出	・施設敷地緊急事態(SE03)と同じ
		GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	【線量当量率サーベイメータによる測定】 ・ $5\text{mSv/h}$ 以上の放射線量を10分以上継続して検知した場合
		GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	【ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度の測定】 ・空气中濃度が $5 \times 10^{-5}(\text{Bq}/\text{cm}^3)$ を超えた場合
		GE06	臨界の発生	・施設敷地緊急事態(SE06)と同じ判断基準 かつ 中性子サーベイメータにより継続的に中性子を検出した場合
	その他	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	事業所周辺住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生した場合
	事業所外運搬	XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇	・事業所外運搬中の輸送容器表面から1m離れた場所において $10\text{mSv/h}$ 以上の放射線量が認められた場合